設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があったときは、前項の規定にかかわらず、一の需要場所とみなす。

一　公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（当該設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあっては当該設備付近への一般送配電事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

二　原需要場所における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。

三　特例需要場所における配線工事その他の工事に関する費用は、当該特例需要場所の電気の使用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

四　特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

附　則

［削る］

附　則

（一の需要場所の特例）

第十七条　第三条第二項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所（以下この条において「原需要場所」という。）において、次の各号に掲げる設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この条において「特例需要場所」という。）については、当該各号に定める要件を満たし、かつ、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があったときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、原需要場所における次の各号に掲げる設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一　電気自動車専用急速充電設備（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。以下この条において同じ。）に搭載された蓄電池に相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができる設備であって、絶縁変圧器、整流器、電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御するための装置及び充電用コネクターから構成されるものをいう。以下この条において同じ。）イからハまでに掲げる要件を満たすこと

イ　公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

ロ　原需要場所における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。

ハ　特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

二　再エネ特措法第二条第五項に規定する認定発電設備（以下この条において単に「認定発電設備」という。）イからニまでに掲げる要件を満たすこと

イ　原需要場所において認定発電設備と関係のない相当規模の需要があること。

ロ　公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入り（認定発電設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあっては当該認定発電設備付近への一般送配電事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特